

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

藤枝市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先

藤枝市自立生活サポートセンター（藤枝市役所西館1階）

電話：054-643-3161

受付時間：（ 8:30～17:00 土・日・祝祭日を除く ）

住居確保給付金のご案内

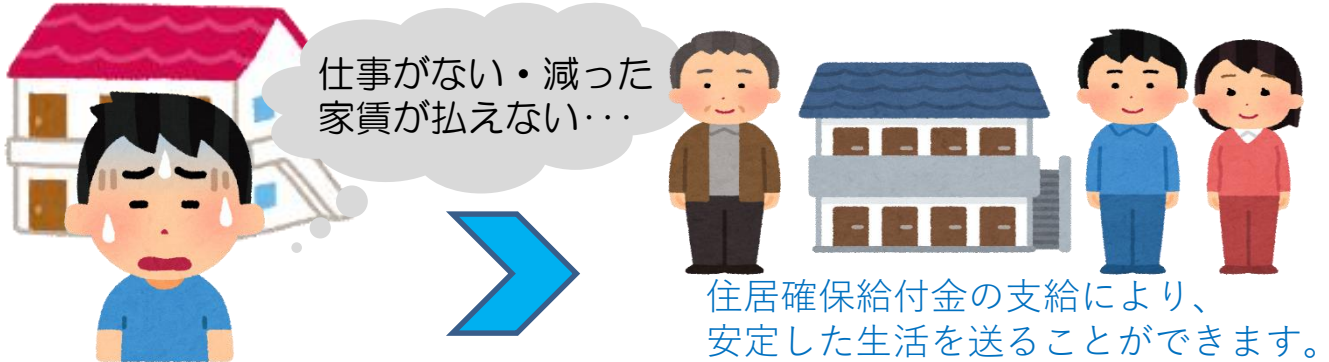
令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

| 項目 | | | | チェック欄 |
|---------------------------------------------------|---------|---------|---------|--------------------------|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？ | | | | <input type="checkbox"/> |
| 資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ | | | | <input type="checkbox"/> |
| ※藤枝市の場合 | | | | |
| (単位：円) | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | |
| 収入基準額（月額） | 115,200 | 160,000 | 188,300 | |
| 支給家賃額（上限額） | 37,200 | 45,000 | 48,300 | |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？ | | | | <input type="checkbox"/> |
| ハローワークに求職の申し込みをしますか？ | | | | <input type="checkbox"/> |

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、前頁の自立生活サポートセンターに相談してください。